ふるさと・えいもん集マルシェ

県内の集落活動センターが集結し、地域の特産品や雑貨の販売などを行うイベントが、高知市で開催されます。詳細は、高知県のホームページをご覧ください。

▲ ホームページはこちら

【日時】 11月8日(日) 9時～15時
【場所】 とさのさと（高知市北御座10-46）
【内容】 特産品・雑貨販売／クイズラリー／ステージイベントなど
【問い合わせ先】 高知県 中山間地域対策課 ☎088・823・9600

まちづくりアンケート ご協力のお願い

市民の皆さんが、現在感じている「幸せ」や「生活の満足度」を数値化して、香美市の施策の有効性を見直すことで、より良いまちづくりへとつなげていくためのアンケートを実施します。スマートフォンから簡単に回答できますので、ぜひご協力ください。

詳細は、市のホームページをご確認ください。

▲ ホームページはこちら

【開催期間】 11月1日(日)～令和9年1月4日(月)
【問い合わせ先】 地域創生課 政策調整係 ☎53・1061

べふ峡温泉等 再生・運営事業者募集

物部町別府の**べふ峡温泉／べふ峡休憩所／別府峡キャンプ場／農林漁業体験実習館**を運営し、自らのアイデアで投資して再生し、市が求める施設運営を実施する事業者を募集しています。愛と勇気をもって、地域の活性化にチャレンジする方をお待ちしています。

林業就業支援講習 参加者募集

林業への就業を希望する方を対象とした講習を実施します。全13日間の実践コースで、森林の基礎知識や林業の仕事内容、安全衛生対策、林業現場体験、木材産業の現場見学などを体験できます。また、この講習期間でチェーンソー、刈払機、小型車両系建設機械の資格が取得できます。

※参加無料
※**全日程参加の方は雇用保険の求職活動として認定されます。**

【日時】 令和9年1月14日(木)～1月29日(金)
【場所】 高知県立森林研修センター研修館（土佐山田町大平80）ほか
【申込締切】 12月11日(金)
【問い合わせ・申込先】 （公財）高知県山村林業振興基金 高知県林業労働力確保支援センター ☎57・0366

▲ 募集の詳細はこちら

【問い合わせ先】 商工観光課 ☎53・1084

その他

後期高齢者の方への「みなし健診」について

医療機関に通院中の方は、検査データの提供に同意することによって、特定健診を受診したとみなすことができます。

みなし健診とは、健康診査に該当する検査値等を、通院している医療機関※から保険者（高知県後期高齢者医療広域連合）に情報提供してもらうことで、健康診査を受診したとみなす仕組みです。※**情報提供が可能な医療機関に限ります。**

本年度に後期高齢者健康診査を受診しておらず、通院している医療機関に該当する検査値等がある方には、高知県後期高齢者医療広域連合が個別に通知します。なお、医療機関が対応できる期間は、**個別通知後から令和9年3月31日まで**です。

個別通知が届いたら、封筒内「令和8年度健康診査情報提供書」の「患者様記入欄」と「問診等」に記入し、封筒内のお手紙と一緒に医療機関を受診される際にお持ちください。

【問い合わせ先】 高知県後期高齢者医療広域連合 ☎088・821・4677

使用水量のお知らせが変わります

12月から使用水量のお知らせ（検針票）の記載内容が一部変更となります。また変更にともない、個人事業主や法人等が使用する適格請求書としても利用できるようになります。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

▲ ホームページはこちら

【問い合わせ先】 上下水道局 総務係 ☎53・1086

企業版ふるさと納税を頂きました

● 有限会社スクエア エンジニアリング
（大阪府大東市氷野1丁目16-59）
【寄附使途】 香長小学校図書購入事業

● 株式会社松本 コンサルタント
（徳島市東吉野町2丁目24-6）
【寄附使途】 高知工科大学地域活動奨励事業

● 日本生命保険相互会社
（大阪市中央区今橋3丁目5-12）
【寄附使途】 国際バカロレア教育推進事業

【問い合わせ先】 財政課 財政係 ☎53・3113

国民年金保険料の育児免除制度

10月から、育児によって保険料が免除される制度が始まりました。国民年金第1号被保険者で、お子さん（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、お子さんが生まれた月から1歳になる誕生日の前月まで、申請により保険料が免除になります。申請手続は、お住まいの各市町村窓口や年金事務所で行えるほか、スマートフォンでの電子申請も可能です。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。

【問い合わせ先】
・市民保険課 保険係 ☎53・3115
・南国年金事務所 ☎088・864・1111

『Sマーク』をご存知ですか！

高知県では、**理容・美容・クリーニング**の3業種で、厚生労働大臣の認めたルールに従い、**安心・安全・清潔**のサービスを提供しているお店を、**標準営業約款登録店舗**とし、Sマークの表示でお知らせしています。

毎年11月を**標準営業約款普及登録促進月間**として、消費者の皆さんにはSマークの周知、営業者の方には登録を呼びかけています。

【問い合わせ先】 （公財）高知県生活衛生営業指導センター ☎088・855・5100

香美市農業後継者推進事業が始まります

農業後継者の育成と定着を目的として、親元で研修・経営継承する方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

○ 経営開始区分（経営継承）
・研修区分で交付済みの方
・継承時点で60歳以下の方

○ 共通の要件
・香美市に住所があり、市税等の滞納がない方
・国や県の同種の補助金や生活費確保目的の給付を受けていない方

※**ほかにも条件等がありますので、申請を検討される方は、対象かどうかの確認も含め、お早めにご相談ください。**

【申請期間】 随時受け付けています。

【問い合わせ先】 農林課 農政係 ☎53・1062

※**交付を受けるには「事業実施計画」の事前作成および承認が必要です。また、交付期間中や交付期間終了後も定期的な報告が義務付けられます。**

【補助内容】
・補助金額 月額8万円
・補助期間 最長2年間

【対象】
次の研修区分・経営開始区分いずれかに該当し、年間150日かつ1，500時間以上農業に従事する方等

○ 研修区分（親元での研修）
・3親等以内の親族（認定農業者）のもとで研修を開始した方
・就農時点で60歳以下の方

犯罪被害者月間

誰もがある日突然、犯罪に巻き込まれ、命を落としたり、怪我を負ってしまう可能性があります。

国や地方公共団体、民間支援団体等では、犯罪の被害に遭われた方々が平穏な暮らしを取り戻せるよう、関係機関で連携し、切れ目のない支援に取り組んでいます。その取組の一つとして、毎年11月1日から12月1日を「犯罪被害者月間」と定め、犯罪の被害に遭われた方々への理解をより一層深めるために、集中的な啓発事業を行っています。香美市でも、総務課に総合的対応窓口を設置し、必要な支援を提供できる機関の情報提供などを行っていますので、ご相談ください。

【問い合わせ先】※ 秘密厳守
総務課 総合的対応窓口 ☎0887−53−3111

	相談窓口（機関名）	連絡先・相談時間
犯罪被害全般	警察 警察総合相談電話	088-823-9110 #9110（24時間対応）
	警察 犯罪被害者ホットライン	088-871-3110 (24時間対応)
	高知県 犯罪被害者等支援相談窓口	088-823-9340 **※面接相談は要予約** (月～金 9時～12時、13時～16時 祝日・年末年始を除く)
	こうち被害者支援センター	088-854-7867 **※面接相談は要予約** (月～金 10時～16時 祝日・年末年始を除く)
性犯罪被害	相談窓口（機関名）	連絡先・相談窓口
	警察 性犯罪被害相談電話	#8103（ハートさん） (24時間対応)
	警察 性犯罪・DV・ストーカー等相談電話	088-873-0110 (24時間対応)
	性暴力被害者サポートセンターこうち	#8891（通話料無料） 0120-835-350 (月～土 9時～17時 祝日・年末年始を除く) **※上記の時間以外は夜間休日コールセンターでの対応**